

令和7年度市産材を活用した街なか商業活性化事業業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和7年4月25日

盛岡市長 内 舘 茂

1 業務の概要

(1) 名称

令和7年度市産材を活用した街なか商業活性化事業業務委託

(2) 業務目的

本市は、令和5年7月に「第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン」を策定し、その中で、商業者や商店街、市民及び市などが相互に連携し、中心市街地の活性化に取り組むこととしている。

本業務は、本市の中心市街地における「まちづくり」の考え方にに基づき、商業者や商店街（以下「商店街等」という。）及び市民が求めるニーズを踏まえながら市域内の森林から産出される木材（以下「市産材」という。）を使用した什器を製作し、街なかに配置することにより、森林資源の好循環、市産材の魅力発信、地域内資源を活用した域内産業の活性化を図るとともに、居心地が良く魅力的な中心市街地の形成を図ることを目的とする。

(3) 発注者

盛岡市

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月20日まで

(5) 業務内容

別紙業務仕様書のとおり。

(6) 提案上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 提案者の資格要件

次に掲げる要件を満たす法人及びその他の団体とします。

(1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて本市に訪問可能なこと。

(2) 法人及びその他の団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

イ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けている者

ウ 国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき市税を滞納している者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者

オ 法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）又は営業所等の代表者、その他の団体の場合は団体の代表者、理事等（法人の場合の役員又は営業所等の代表者と同様の責任を有する者を含む。）のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がある者

カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

キ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

3 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

提出書類	部数
ア 提案申込書（様式第1号） ※ グループで申し込む場合は、グループ申請構成書（様式第1－2号）を提出すること。 ※ グループの構成員となる場合は、単独での申込不可。	1部
イ 提案資格を有していることを証明する次の書類 (ア) 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）の写し（直近3カ月以内のもの） (イ) 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、代表者の決定、総会等の運営、財産の管理等の定めがある書類）の写し (ウ) 直近の国に納付すべき所得税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） (エ) 盛岡市が保有する税情報及び住民基本台帳の記録の照会・確認することの同意書（様式第2号） ※ 直近（納付期限が到来しているものを指す。）の法人税等又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第3号）を提出すること。	各1部

提出書類	部数
ウ 申請する団体の役員等名簿（様式第4号）	1部
エ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、提案者の概要が分かるもの	7部
オ グループの代表者、代表権限、意思決定の手續等グループの組織に関する取決 めを記載した書類の写し（任意様式） ※ グループで申し込む場合のみ提出。	8部
カ 企画提案書（様式第5号）※任意様式での提出可	7部
キ 見積書（任意様式） ※ 消費税及び地方消費税額を算出する場合の税率は10%として算出すること。	7部
ク 実績調書（任意様式） ※ 官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載すること。	8部

※ グループで申し込む場合、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について、上記イ、ウ、エ及びクの書類を提出すること。

※ 現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録されている法人及びその他の団体については、上記イ及びウの書類提出は不要。

4 書類の受付

(1) 受付期限

ア 申込書類 令和7年5月21日（水）正午必着（上記提出書類のうちア～オ）を提出

イ 提案書類 令和7年5月28日（水）正午必着（上記提出書類のうちカ～キ）を提出

(2) 提出先

〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎2階

盛岡市商工労働部経済企画課

(3) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送（簡易書留又はレターパック）により、提出すること。

※ 持参の場合、受付時間は土曜・日曜日を除く、午前9時から午後5時までとする。

5 質問の受付及び回答

質問票（様式A）に必要事項を記入の上、電子メールで提出。口頭及び質問票によらない質問は受け付けない。

(1) 質問受付期限

令和7年5月14日（水）正午必着

(2) 質問に対する回答の公表

令和7年5月19日（月）に盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表する。ただし、審査に影響しない軽微な質問については、当該質問者のみに回答する場合がある。

(3) 質問票提出先

「8 問合せ先」に記載の電子メールアドレス宛て提出。

6 企画提案に求める内容

本業務委託の企画提案にあたり、市が指定する商店街団体等の取組や商店街の特徴をどのように捉えているかを示すこと。

このほか、提案にあたっては下記の事項に留意すること。

- (1) 商店街の魅力向上に寄与する提案とすること。
- (2) 市産材の魅力発信につながるPRを企画し、提案すること。
- (3) 製作する木製什器は、街路や広場などの屋外に設置するストリートファニチャーのほか、トレイなどの小物類も含めて幅広い視点で検討し、提案すること。
- (4) ワークショップ等の開催にあたっては、商店街ごとの特徴や要望を踏まえた上で、幅広い世代の意見を聴取し、什器製作へ反映させるため、適切な開催方法を設定すること。
- (5) 什器の製作について、再委託(外注)が想定される場合は、想定する発注先と発注内容を明記すること。
- (6) 経費の積算において、市産材の調達元及び想定する使用樹種及び使用量を明記すること。
- (7) 今回の企画提案においては、盛岡大通商店街及び盛岡市肴町商店街への設置を想定し、提案者が有効だと考える什器の種類等について素案を提案すること。

7 提案書類の審査

(1) 審査方法

ア 一次審査（書類審査）

参加者が3者以下の場合は、資格要件の審査のみ行う。参加者が4者以上の場合は企画提案書等による書類審査を実施し、3者以内に選考する。

イ 二次審査（プレゼンテーション等による審査）

参加者によるプレゼンテーション及びプレゼンテーションに対する審査員からのヒアリングにより、審査を行う。プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、1者当たり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）とする。

※ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコンの使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、事前に市に連絡すること。また、追加資料等の提出は認めない。

※ プレゼンテーションの順番については、経済企画課において抽選により決定する。

(2) 審査基準

次に掲げる項目等を総合的に勘案し、評価の高い提案を選定する。

なお、審査基準の詳細は、「令和7年度市産材を活用した街なか商業活性化事業業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」に記載。

- ・ 事業の理解
- ・ 提案の内容
- ・ 実施体制
- ・ 予算の妥当性

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表する。

(4) 審査日程（予定）

ア 一次審査の実施	5月30日
イ 二次審査の実施	6月4日午後
ウ 審査結果の通知・公表	6月6日
エ 見積合わせの実施	6月中旬
オ 契約締結	6月中旬

8 その他、提案に係る留意事項

(1) 提案に関して必要となる費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は、原則として返却しない。

なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合がある。

(3) 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

(4) このプロポーザルに関する説明会は開催しない。

(5) 公募資料等のデータは盛岡市公式ホームページからダウンロードができる。

(6) 提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

(7) 選定後の契約方法等について、次のとおりとする。

ア 契約は、随意契約とし、第1順位者から見積書を徴取の上、契約書を作成すること。

イ 契約の内容となる仕様書は、別紙仕様書及び第1順位者が提出した企画提案書等を基に再調整を行うが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがある。この場合において、第1順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

9 問合せ先

盛岡市商工労働部経済企画課 担当者：商業振興係 那須（なす）

住所：〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎2階

電話番号：019-613-8389（直通）

電子メールアドレス：keizai@city.morioka.iwate.jp